

# 地番の変更のお知らせ

この度、大島郡周防大島町の不動産(土地・建物)について、以下の要領により地番の変更をいたしました。

- 1 実施市町 大島郡周防大島町
- 2 地番変更の方法 登記官が職権により山地番に10000番を加算し変更する方法です。

例①：1 2 3 番→1 0 1 2 3 番

例②：1 1 2 3 番→1 1 1 2 3 番

(大字笠佐島，家房，日見，横見，小泊と耕地番については変更ありません。)

- 3 地番変更日 平成26年9月24日(水)
- 4 地番変更を行う理由

山口県や広島県などでは、明治以来、宅地、農耕地等の耕地に1番から順に地番(耕地番)が付されるとともに、山林、原野等の山間地にも同様に1番から順に地番(山地番)が付されたことにより、同一大字(地番区域)内の耕地と山間地に同一の地番が定められ、重複地番が多数存在していますが、重複地番があることによるトラブルも発生しています。

山口地方法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、山口県内全域で重複地番の解消を図っています。

地番の変更についてご御不明な点がございましたら下記担当者へ、不動産登記についてのお尋ねは柳井出張所へお問合せください。

◎山口地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

〒753-8577 山口市中河原町6番16号

電話 083-922-2295(平日8:30~17:15)

(自動音声案内です。電話機の[1]ボタンを押し、次に[5]ボタンを押すと担当係へつながります。)